

各高等学校等就学支援金支給対象校設置者様

滋賀県総務部私学・県立大学振興課長  
(公印省略)

令和5年度滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金(通常申請)の申請期限延長について(依頼)

このことについて、滋賀県では、令和5年8月31日を申請期限として奨学のための給付金(通常申請)の周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

このたび、令和5年8月31日までの受付分(当初受付分)の未申請者を対象として、下記のとおり申請期限を延長して申請を受け付けます。

つきましては、貴校に在籍する生徒のうち当初受付分に未申請であり、保護者等が滋賀県内に在住している方に対して、制度概要や申請手続き等を周知いただきますようお願いします。

なお、当初受付分で申請いただいた分については、12月末頃までに結果通知および振込を予定しております。

#### 記

### 1 申請受付期間 (状況により変更となる場合があります)

通常申請 令和5年12月15日(金)

※ 家計急変については、令和6年1月末まで随時申請を受け付けております。

※ 御提出いただいた学校から順次審査を行いますので、早期に保護者負担軽減を実施するためにも、上記期限に関わらず早目に御提出いただけますと幸いです。

### 2 申請案内

滋賀県ホームページを御案内ください。

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kyouiku/11034.html>

### 3 支給要件

通常申請

- ① 生徒が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科の生徒への修学支援のいずれかを受ける資格を有すること。
- ② 保護者等(親権者等)全員の令和5年度道府県民税および市町村民税所得割額が非課税、または生活保護(生業扶助)受給世帯であること。
- ③ 生徒が、平成26年4月1日以降に入学した者であること。
- ④ 保護者等が、滋賀県内に在住していること。

### 4 留意事項

- ・ 今回の申請期限の延長は、あくまでも今年度限りの限定的な対応であることを御了承ください。
- ・ 貴校に対象となる生徒の保護者等がいる場合、貴校においてとりまとめいただいた後、以下の書類送付先まで御提出くださいますよう御協力いただけますと幸いです。

- ・ 取りまとめいただいた申請書を送付いただく際は、申請書類に別添申請者一覧を添えて提出くださいますようお願いいたします。なお、申請書一覧は電子メールにて送付してください。
- ・ 会計検査院から文部科学省への意見をふまえ、当給付金が授業料以外の教育費に確実に活用されるよう、未納徴収金への充当等を御検討いただきますようお願いいたします。代理受領いただける場合は、別添受任承諾書をあわせて御提出いただきますようお願いいたします。

## 5 制度に関するお問合せ先・書類送付先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県総務部私学・県立大学振興課 私立学校係

電話 077-528-3271 / FAX 077-528-4814 / E-mail: shigaku@pref.shiga.lg.jp